

<報道発表資料>

令和8年6月12日
京都市交通局企画総務部職員課

職員の懲戒処分（交通局）

本日、下記のとおり、職員の懲戒処分を発令しました。

| | |
|-------|---|
| 対象者 | (1) 所属 自動車部梅津営業所 (2) 年齢・性別 44歳・男性 (3) 職種 運転士 |
| 処分発令日 | 令和8年6月12日 |
| 処分内容 | 停職6月 |
| 事案概要 | 被処分者は、少なくとも、令和3年12月から令和7年5月までの間、知人女性との性的な動画を共同してインターネット上の有料サイトに投稿し、6,105,709円の収益を得ていた。 被処分者は、病気休務及び病気休職の期間中（令和4年2月15日から令和5年2月28日及び令和6年4月23日から令和7年3月31日）においても、上記行為を行っていた。 |

<お問合せ先>

京都市交通局企画総務部職員課

電話：075-863-5290